

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長、副所長、統括工事長
設備部長、安全長、安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2020-04)

令和2年4月8日

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】 災害発生時の報告について(要請)

安全環境本部安全部長より、災害発生時の報告について要請がありましたので連絡します。

当社他支店にて「労災隠し」になりかねない事象が発生しましたので連絡します。「労災隠し」は、被災者に適切な補償がされないだけでなく、企業においても指名停止等の行政処分や社会的信用の失墜を招く等、計り知れない悪影響があり絶対にあってはなりません。

つきましては、労働災害が発生した場合には、被災の程度にかかわらず、必ず統責者を通じて安全環境部に報告をすることにより、「労災隠し」の根絶を再徹底するようお願いします。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-03
令和2年4月6日

安全環境本部
安全部長 

災害発生時の報告について（要請）

過日、当社の新築工事作業所において、テナント業者（労災は当社となる契約）の揚重工が、台車を使用した資材搬入時の荷崩れにより右足を被災する災害が発生した際、被災を確認した職長が軽傷であるとの間違った判断をし、翌日以降の対応や確認が遅れたため、災害発生から1か月以上経ってから当社作業所に報告されるという事案が発生しました。

このような災害発生への把握の遅れは、「労災隠し」とみなされかねないため、絶対に避けなければなりません。

つきましては、同様の災害報告遅延を防止するため、下記事項を作業所関係者に周知してください。

記

1. 災害発生時は被災程度に係わらず、遅滞なく作業所に報告させること。
2. 災害発生後の就業状況について、もれなく確認すること。

以 上